



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の清算人の退任の届出・3件(村づくり計画課)..... 1
- 市営土地改良事業に係る換地処分の届出(村づくり計画課)..... 2
- 民有保安林の指定の解除の予定(森林管理課)..... 2
- 道路の区域の変更・4件(道路管理課)..... 2
- 都市計画事業の変更の認可・7件(下水道課)..... 4

公 告

- 争議行為を行う旨の通知(労働政策課)..... 7
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知(道路街路課)..... 7
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知(都市計画・モノレール課)..... 8
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)..... 8
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(建築指導課)..... 8

監査委員事項

- 住民監査請求に係る監査結果の公表..... 10

告 示

沖縄県告示第132号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり恩納土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成30年3月13日

沖縄県知事職務代理者
沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

氏名	住所
山内盛文	恩納村字恩納6326番地

沖縄県告示第133号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり西ボッコ土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成30年3月13日

沖縄県知事職務代理者
沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

氏名	住所
志喜屋文康	恩納村字山田12番地
仲本章助	恩納村字山田24番地

屋良朝信	恩納村字山田1211番地10
比嘉豊林	恩納村字真栄田16番地
名城秀男	恩納村字山田248番地
長浜長禄	恩納村字真栄田847番地

沖縄県告示第134号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり塩屋土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成30年3月13日

沖縄県知事職務代理者
 沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

氏名	住所
宮平安徳	恩納村字真栄田1479番地
宮平栄次	恩納村字真栄田1515番地
宮平栄正	恩納村字真栄田1502番地
伊波守次	恩納村字真栄田1493番地
宮平栄	恩納村字真栄田1461番地

沖縄県告示第135号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、宮古島市長から宮古島市横嶺地区（農山漁村活性化対策整備事業）の換地処分をした旨の届出があった。

平成30年3月13日

沖縄県知事職務代理者
 沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

沖縄県告示第136号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年3月13日

沖縄県知事職務代理者
 沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 解除予定保安林の所在場所 宮古島市城辺字友利東保茶根768番2・字友利新垣1184番1・字友利モリガホ1303番7（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 解除の理由 公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成30年3月13日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護宜野座線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市大北二丁目3849番から 名護市大東三丁目2489番3まで	9.4m ~ 15.1m	693.6m
新	名護市大北二丁目3849番から 名護市大東三丁目2489番3まで	15.8m ~ 18.0m	693.6m

沖縄県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成30年3月13日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浦添西原線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	浦添市字港川542番16から 浦添市字港川577番4まで	18.7m ~ 58.5m	267.7m
新	浦添市字港川542番11から 浦添市字港川577番4まで	31.6m ~ 58.5m	271.9m

沖縄県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成30年3月13日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白浜南風見線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	竹富町字高那ホ子ラ440番8から 竹富町字高那ホ子ラ440番9まで	11.0m ~ 37.3m	564.7m
	竹富町字高那ホ子ラ440番8から 竹富町字高那ホ子ラ440番9まで	15.0m ~ 33.0m	440.0m

新	竹富町字高那ホ子ラ440番8から 竹富町字高那ホ子ラ440番9まで	15.0m ~ 33.0m	440.0m
---	--------------------------------------	---------------	--------

沖縄県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成30年3月13日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白浜南風見線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	竹富町字西表皆干1420番3から 竹富町字上原869番2まで	7.6m ~ 39.7m	426.8m
	竹富町字西表皆干1420番3から 竹富町字上原869番2まで	10.0m ~ 54.4m	426.8m
新	竹富町字西表皆干1420番3から 竹富町字上原869番2まで	7.1m ~ 31.0m	432.0m

沖縄県告示第141号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第82号で認可した中部広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 施行者の名称 沖縄市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 沖縄市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和48年3月19日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 昭和48年沖縄県告示第82号、昭和48年沖縄県告示第205号、昭和49年沖縄県告示第120号、昭和51年沖縄県告示第108号、昭和54年沖縄県告示第148号、昭和59年沖縄県告示第844号、平成2年沖縄県告示第682号、平成4年沖縄県告示第694号、平成8年沖縄県告示第874号、平成12年沖縄県告示第229号、平成18年沖縄県告示第484号及び平成22年沖縄県告示第158号の事業地のうち沖縄市字古謝榕原、古謝原、西原、前原、當原、萱畑原、上原、津嘉山原及び坂多原、字比屋根折口原、字美里東原及び加武田又原、字宮里加納原並びに字与儀与儀原、後原、下口原、浜原、荒久原、大節原、仲原、前原及び田原を削り、知花六丁目、古謝一丁目、古謝二丁目、古謝三丁目、古謝津嘉山町、東二丁目、美里仲原町、宮里四丁目、与儀一丁目、与儀二丁目、与儀三丁目及び東部海浜埋立地区を加え、字登川後原、登川三丁目、東一丁目及び比屋根五丁目において事業地を変更する。
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

沖縄県告示第142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第195号で認可した中部広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年 3月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 施行者の名称 嘉手納町
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 嘉手納町公共下水道
 - 3 事業施行期間 昭和48年 6月21日から平成35年 3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

沖縄県告示第143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第194号で認可した中部広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年 3月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 施行者の名称 北谷町
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 北谷町公共下水道
 - 3 事業施行期間 昭和48年 6月21日から平成35年 3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

沖縄県告示第144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第193号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年 3月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 施行者の名称 宜野湾市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 宜野湾市公共下水道
 - 3 事業施行期間 昭和48年 6月21日から平成35年 3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

沖縄県告示第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第184号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 浦添市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和48年6月18日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和55年沖縄県告示第144号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 施行者の名称 南風原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 南風原町公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和55年3月6日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 昭和55年沖縄県告示第144号、昭和58年沖縄県告示第288号、平成3年沖縄県告示第381号、平成8年沖縄県告示第399号、平成13年沖縄県告示第136号、平成16年沖縄県告示第221号、平成22年沖縄県告示第151号及び平成25年沖縄県告示第625号の事業地に南風原町字新川新川原及び伊武志川原並びに字大名大名原を加え、字宮平佐真田原、字津嘉山前川原、字山川神之興原及び波佐真原、字大名久米原及び宮城原並びに字宮城前田原及び当川原地内において事業地を変更する。
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

沖縄県告示第147号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和55年沖縄県告示第142号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 施行者の名称 糸満市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 糸満市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和55年3月6日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 昭和55年沖縄県告示第142号、昭和57年沖縄県告示第591号、平成4年沖縄県告示第440号、平成7年沖縄県告示第147号、平成10年沖縄県告示第330号、平成16年沖縄県告示第842号、平成18年沖縄県告示第832号及び平成21年沖縄県告示第634号の事業地に糸満市字阿波根赤武嶽原、前原、甘桃原及び浜原、字真栄里真栄里原、東江原、ウテル原、底原、萬謝原及び兼久原、字大里大里原、名利川原、前原、桃原、名島原、山川原及び伊田慶名原、字座波前原、仙原、西原、川之尾原、古島原、堀川原、前田原、当原及び後原並びに字賀数賀数原、前原、大田原及び保喜良原を加え、西崎町一丁目、西川町、字糸満西組、中組及び与那堀、字照屋山内原、堂畑及び宗地原、字潮平西原、字阿波根白川原、字真栄里内間原及び真謝原、字大里底原及び古島原並びに字武富仲間田原及び後原地内において事業地を変更する。
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、沖縄医療生活協同組合労働組合執行委員長から争議行為を行う旨、平成30年2月28日次のとおり通知があった。

平成30年3月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

1 事件

- (1) 人材不足及び長時間勤務の改善並びに休暇及び休業制度の充実
- (2) 全職員の基本給を月額4万円以上引き上げ、及び定期昇給率を1.0パーセント以上引き上げるとともに、臨時・パート職員及び有期雇用嘱託員の賃金制度を改善すること。
- (3) 事務職手当及び時差勤務手当の新設並びにその他手当の改善
- (4) 看護師の増員並びに勤務形態及び労働条件の改善
- (5) 2018年夏季一時金の支給割合を全職員2.0ヶ月とするとともに、一律23,500円を加算して支給すること。

2 期間 平成30年3月14日午前8時30分から争議解決の日まで

3 場所 沖縄協同病院、とよみ生協病院、中部協同病院、那覇民主診療所、糸満協同診療所、首里協同クリニック、浦添協同クリニック、協同にじクリニック、やんばる協同クリニック、老健施設かりゆしの里、安謝高齢者複合施設、美里高齢者複合施設、小規模多機能ホーム石川にじの家、地域包括支援センター古波蔵、株式会社メディコープおきなわ、株式会社沖縄健康企画、こくら虹薬局、まつお虹薬局、うらそえ虹薬局及びみさと虹薬局

4 概要 全面ストライキを含む一切の争議行為。ただし、保安要員は除く。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月13日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・34号県道153号線及び3・4・5号松川石嶺線

2 施行者の名称 沖縄県

3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

- 5 事業施行期間 平成10年7月30日から平成33年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月13日

沖縄県知事職務代理人
沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 9・7・1号沖縄都市モノレール
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成29年沖縄総合事務局告示第28号の事業地のうち、浦添市前田三丁目地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成29年9月4日から平成32年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年3月13日

沖縄県知事職務代理人
沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年2月13日 沖縄県指令土第87号、平成30年2月27日 沖縄県指令土第139号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字我那覇537番1及び537番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊見城20番地コーポおおた301号 比嘉真人
- 5 検査済証番号 平成30年2月28日 第4454号
- 6 工事完了年月日 平成30年1月10日

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成30年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により沖縄県指定試験機関として指定した公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

平成30年3月13日

沖縄県知事職務代理人
沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 試験期日及び時間
 - (1) 二級建築士試験
 - ア 学科の試験 平成30年7月1日午前10時から午後5時10分まで
 - イ 設計製図の試験 平成30年9月9日午前11時から午後4時まで
 - (2) 木造建築士試験
 - ア 学科の試験 平成30年7月22日午前10時から午後5時10分まで
 - イ 設計製図の試験 平成30年10月14日午前11時から午後4時まで

2 試験会場

(1) 二級建築士試験

- ア 学科の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地
- イ 設計製図の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地

(2) 木造建築士試験

- ア 学科の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地
- イ 設計製図の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地

3 受験申込手続

- (1) インターネットによる受験申込み インターネットによる受験申込みは、平成16年以後に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験資格の確認のために必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び時間

- (ア) 期間 平成30年4月9日から同月16日まで
- (イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付最終日の午後4時まで

イ 受験申込方法 センターのホームページ (<http://www.jaic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

- (2) 受付場所における受験申込み 初めて二級建築士試験又は木造建築士試験を受験する者（(3)の郵送による受験申込みにおいて、平成29年以前の受験票（原本）又は合否の通知書（原本）を受験申込書に貼付できない者を含む。）は、受付場所における受験申込みを行うこと。

ア 受験申込書の配付期間及び配付場所 受験申込書は、(ア)に掲げる期間に(イ)に掲げる場所において配付する。

- (ア) 期間 平成30年4月2日から同月23日まで（土曜日及び日曜日を除く。ただし、平成30年4月21日及び同月22日は、公益社団法人沖縄県建築士会（浦添市西原一丁目4番26号）に限って配付を行う。）

(イ) 場所

- a 公益社団法人沖縄県建築士会（浦添市西原一丁目4番26号 電話番号098-879-7727）
- b 沖縄県北部土木事務所建築班（名護市大南一丁目13番11号沖縄県北部合同庁舎2階 電話番号0980-53-2010）
- c 沖縄県宮古土木事務所建築班（宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-1437）
- d 沖縄県八重山土木事務所建築班（石垣市字真栄里438番地1 電話番号0980-82-3077）

イ 受験申込受付期間及び受付場所 受験申込みは、(ア)に掲げる期間に(イ)に掲げる場所において受け付ける。

- (ア) 期間 平成30年4月19日から同月23日まで（沖縄県宮古土木事務所建築班及び八重山建築設計監理協会においては、平成30年4月19日及び同月20日。）

(イ) 場所

- a 公益社団法人沖縄県建築士会（浦添市西原一丁目4番26号 電話番号098-879-7727）
- b 沖縄県宮古土木事務所建築班（宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-1437）
- c 八重山建築設計監理協会（石垣市浜崎町一丁目1番地4 電話番号0980-83-2920）

ウ 受付時間

- (ア) 受験申込書の配付 午前10時から午後5時（平成30年4月23日においては、午後4時）まで
- (イ) 受験申込み 午前10時から午後5時まで

エ 受験申込方法 受験申込書をイ(イ)に掲げる場所に直接持参して提出すること。

- (3) 郵送による受験申込み 郵送による受験申込みは、平成29年以前に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験した者のうち、平成29年以前の二級建築士試験の受験票（原本）若しくは合否の通知書（原本）又は木造建築士試験の受験票（原本）若しくは合否の通知書（原本）を受験申込書に貼付できないものに行うことができる。ただし、離島その他遠隔地に在住し、(2)エによる受験申込みができないなどやむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書（受験申込書を直接持参できない旨を証明したもの。）又は住民票を添付した者は、この限りでない。

ア 受験申込受付期間 平成30年4月2日から同月16日まで（申込受付期間最終日までの消印のあるもの限り有効とする。）

イ 受験申込方法 センター指定の払込用紙により、あらかじめ受験手数料を納付した後、センター指定の封筒を使用し、必ず簡易書留郵便で、次の宛先に郵送すること。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号紀尾井町パークビル
公益財団法人建築技術教育普及センター本部

4 合格者の発表

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験 平成30年8月21日に発表する予定である。

イ 設計製図の試験 平成30年12月6日に発表する予定である。

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験 平成30年9月4日に発表する予定である。

イ 設計製図の試験 平成30年12月6日に発表する予定である。

5 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益社団法人沖縄県建築士会の事務所に掲示するとともに、センターのホームページに掲載する。

6 その他 設計製図の課題は、平成30年6月6日以後においてセンターのホームページに掲載する。

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を行ったので、同項の規定によりその結果を公表する。

平成30年3月13日

沖縄県監査委員	當	間	秀	史
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	具	志	堅	透

本部港（塩川地区）の管理に係る住民監査請求の結果報告について

第1 監査の請求

1 請求書の受付

平成30年1月12日

2 請求人

本部町 仲宗根須磨子、本部町 阿波根美奈子、本部町 仲宗根清和、本部町 北山睦子、本部町 北山昌、本部町 原田みき子、本部町 前田良子、本部町 岡添晃、本部町 高垣喜三、那覇市 北上田毅、西原町 中村司

3 請求の要旨

本部港（塩川地区）（沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号。以下「条例」という。）においては「本部港（本部地区）」の一部であるが、請求の趣旨を明確にするため、請求人の主張する「本部港（塩川地区）」とする。以下「本件港湾」という。）の管理において、次のとおり怠る事実があるので、是正するために必要な措置を講じるべきであるとの勧告を沖縄県知事に対し行うよう求める。

(1) 現在、本件港湾内に無許可で設置されている数棟のコンテナハウス、トイレ施設、洗浄施設等の撤去を求めてこなかったこと。あるいは、本部町長に撤去させるよう指導してこなかったこと。

さらにこれらの施設が設置されて以降、条例に基づく使用料（もしくは占用料）の徴収を求めてこなかったこと。あるいは、本部町長に徴収するよう指導してこなかったこと。

(2) また現在、本件港湾内に設けられている安和港さん橋工事のコンクリート製品製造のための作業所の撤去を求めてこなかったこと。あるいは、撤去させるよう本部町長を指導してこなかったこと。

(3) 本部町長が出した荷さばき地・岸壁使用許可には、許可を出した場所、形状、面積算出根拠等が記載されていないなどの不備が多く、使用料の徴収額に不足が生じたり、使用料の根拠があいまいであるにもかかわらず、その是正を指導してこなかったこと。

(4) 本部町長は条例の定めに対して港湾施設の使用料を前納させていないにもかかわらず、本部町長を指導してこなかったこと。

(5) 港湾台帳（帳簿・図面）には多くの不備があったにもかかわらず、その訂正を怠ってきたこと。

第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、平成30年1月25日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

沖縄県知事が、本件港湾の適正な管理を怠っているかについて監査を実施した。

2 監査対象機関

沖縄県土木建築部港湾課（以下「港湾課」という。）を監査対象機関とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成30年2月8日に請求人から新たな証拠の提出を受けるとともに、同月9日に請求人の陳述を聴取した。

陳述の際、同条第7項の規定に基づき、関係職員が立ち会った。

4 関係職員の陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、平成30年2月9日に関係職員の陳述を聴取した。その際、同項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

なお、関係職員の陳述に対する請求人の意見が同月13日に提出された。

第4 監査の結果

1 主文

(1) 本件請求のうち、次のいずれも却下する。

ア 沖縄県知事が、本件港湾内に無許可で設置されているコンテナハウス等の撤去を荷さばき地として使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に求めてこなかったこと、あるいは、本部町長に対し使用者に撤去させるよう指導をしてこなかったことについて、是正のために必要な措置を講じることを求める部分。

イ 沖縄県知事が、本件港湾内に設けられている安和港さん橋工事のコンクリート製品製造のための作業所の撤去を使用者に求めてこなかったこと、あるいは、本部町長に対し使用者に撤去させるよう指導してこなかったことについて、是正のために必要な措置を講じることを求める部分。

ウ 本部町長が出した荷さばき地・岸壁使用許可には、許可を出した場所、形状、面積算出根拠等が記載されていないなどの不備が多く、使用料の徴収額に不足が生じたり、使用料の根拠があいまいであるにもかかわらず、沖縄県知事がその是正を指導してこなかったことについて、是正のために必要な措置を講じることを求める部分。

エ 沖縄県知事が、本部町長が条例の定めに対して、港湾施設使用料を前納させていないことについて、指導してこなかったことに対し、是正のために必要な措置を講じることを求める部分。

オ 沖縄県知事が、港湾台帳（帳簿・図面）の不備について、訂正を怠ってきたことについて、是正のために必要な措置を講じることを求める部分。

(2) 本件請求のうち、次の部分について棄却する。

沖縄県知事が、本件港湾内に無許可で設置されているコンテナハウス等の施設が設置されて以降、使用者に対し、条例に基づく使用料（もしくは占用料）の徴収を求めてこなかったこと、あるいは、本部町長に対し、使用者から使用料（もしくは占用料）を徴収するよう指導してこなかったことについて、是正のために必要な措置を講じることを求める部分。

2 理由

(1) 関係法令

本件請求の関係法令は、次のとおりである。

ア 地方自治法

（条例による事務処理の特例）

第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2～4 略

イ 港湾法（昭和25年法律第218号）

（港湾台帳）

第49条の2 港湾管理者は、その管理する港湾について、港湾台帳を調製しなければならない。

2 略

ウ 港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）

（港湾台帳）

第14条 港湾台帳は、帳簿及び図面をもって組成するものとする。

2及び3 略

4 帳簿及び図面の記載事項に変更があったときは、港湾管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。

第14条の2 港湾管理者は、港湾台帳をその事務所に備えておき、その閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

エ 沖縄県港湾管理条例

（施設の使用許可）

第7条 港湾施設（宜野湾港マリーナ、与那原マリーナ及び西原・与那原マリパークに係るものを除く。以下この節において同じ。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、その許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 略

（使用料）

第8条 前条第1項の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。

第31条 この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別表第7の左欄に掲げる港湾又は港湾施設（それぞれ同表の右欄に掲げる市町村の区域内に存する港湾施設に限る。以下この条において同じ。）に係る次に掲げるもの（本部港（渡久地地区及び本部地区に係る部分に限る。）及び運天港以外の港湾又は港湾施設については、第1号から第4号まで及び第13号に掲げる事務に限る。）は、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

(1)～(7) 略

(8) 第7条に規定する港湾施設（港湾施設用地、旅客施設及び事務所を除く。）の使用許可に関する事務

(9) 第8条に規定する使用料（港湾施設用地、旅客施設及び事務所に係る使用料を除く。）の徴収に関する事務

(10)～(13) 略

オ 沖縄県港湾管理条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第142号）

（許可の申請等）

第6条 条例第7条第1項の規定により港湾施設の使用許可を受けようとする者（次項に規定する者を除く。）は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書を知事に提出しなければならない。

2 略

(2) 認定事実

監査委員が認定した事実は、次のとおりである。

ア 本部港の港湾管理者は沖縄県である。

イ 地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、条例第7条に規定する港湾施設（港湾施設用地、旅客施設及び事務所を除く。）の使用許可に関する事務及び条例第8条に規定する使用料（港湾施設用地、旅客施設及び事務所に係る使用料を除く。）の徴収に関する事務は、本部町が処理することとされている。

ウ 本部町長が、本件港湾の施設の使用許可に対して徴収した港湾施設使用料は、県に納入されてい

る。

- エ 本件港湾には、使用者が事務所を含め数棟のコンテナハウス、トイレ施設、タイヤの洗浄装置等を設置していた。
- オ 本件港湾には、荷さばき地としての使用許可を受け、安和港さん橋工事のためのプレキャストコンクリート製品（スラブ）の製造場所として使用されている箇所があった。これについては、沖縄県において、平成30年1月29日付けで、琉球セメント株式会社に対し、同年2月1日から4月14日までの間、「安和港さん橋工事のため（鉄筋コンクリート構造物製作及び海上出荷）」として港湾施設用地5,785平方メートルの使用許可を行っている。
- カ 本部町長は、平成29年10月17日付けで北部港運株式会社に対し、同年10月20日から同月31日までの間、安和港さん橋工事のためとして荷さばき地5,800平方メートルの使用許可を行っており、さらに同日付けで同年11月1日から同月30日までの間、同様の使用許可を行っている。
- キ 本部町長は、平成29年11月30日付けで北部港運株式会社に対し、同年12月1日から同月31日までの間、安和港さん橋工事のためとして荷さばき地5,800平方メートルの使用許可を行っている。
- ク 本部町長は、平成29年11月30日付けで北部港運株式会社に対し、同年12月1日から同月31日までの間、那覇空港滑走路増設工事のためとして荷さばき地3,440平方メートル及び275平方メートル並びにシュワブ傾斜堤護岸工事のためとして荷さばき地3,440平方メートルの使用許可を行っている。
- ケ 本部町長は、従来、沖縄県港湾管理条例施行規則第6条第1項の規定に反し、事業者が岸壁使用許可申請書を提出させていなかった。
- コ 本部町長は、平成29年11月20日付けで、株式会社森崎建設工業沖縄営業所から岸壁使用許可申請書を受領し、平成29年12月11日付けで同社に対し、同年12月11日から同月31日までの間、岸壁の使用許可を行っている。
- サ 港湾施設使用料については、沖縄県知事と本部町長が締結した覚書第5条の規定により、本部町長は、当該使用料について調定したとき及び払込みをしたときは、翌月10日までに関係書類を添付して、土木建築部長に報告することとなっており、沖縄県においては、当該報告内容と実際の使用料の払込み額を本部町長が提出した関係書類で確認を行っている。
- シ 本件港湾の港湾台帳について、面積の記載漏れ等の不備があった。
港湾課においては、平成29年12月に本件港湾の港湾台帳の一部に記載漏れがあるとの住民からの指摘があるまで、当該事実を認識していなかったが、指摘後は、過去の資料等の確認を行った上で、港湾法施行規則第14条第4項の規定に基づき、平成29年12月25日付けでこれを訂正し、関係機関に通知している。

(3) 監査委員の判断

ア 港湾施設の使用許可について

条例第31条第1項において、本件港湾の港湾施設（港湾施設用地、旅客施設及び事務所を除く。）の使用許可に関する事務は、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、本部町が処理することとされている。

地方自治法第252条の17の2の立法趣旨は、地域の主体的な判断に基づき、市町村の規模能力等に応じて事務配分を定めることを可能とする制度を創設することにより、住民に身近な行政は、できる限りより住民に身近な地方公共団体である市町村が担当することができるようにすることにあるとされている。

また、本条によると、市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し、執行するものとされており、これは、市町村が処理することとされた事務については、都道府県知事は、包括的な指揮監督権や取消・停止権を有しないことを意味すると考えられる。

これらのことを踏まえ、本件請求についてみると、荷さばき地の使用許可については、本部町の事務であることから、当該事務を管理し、執行する全ての権限は本部町長が有しており、仮に使用許可の内容に何らかの誤りがあった場合には、本部町長がこれを是正するために必要な措置を講じることとなる。

請求人は、平成29年11月30日付けで本部町長が北部港運株式会社に対して行った使用許可のうち、那覇空港滑走路増設工事及びシュワブ傾斜堤護岸工事に係る荷さばき地の使用許可については、港湾台帳で示されている荷さばき地の面積を下回る面積で使用許可が行われていると主張して

いる。しかし、本部町長は、申請者が測量及び特定した面積に対して使用許可を行ったものである。

次に、請求人は、使用者が設置している事務所を含め数棟のコンテナハウス、トイレ施設、タイヤの洗浄装置等は、当該荷さばき地の使用許可の対象とはならないと主張している。一般的に荷さばき地とは、船舶から荷揚げした貨物の荷さばきを行ったり、一時的な仮置きのために使う港湾施設とされている。本件港湾の施設の使用許可に関する事務は、本部町の事務となっていることから、荷さばき地としての申請に対して、どのような設備の設置を認めるかは、一義的に、設備の形態、設置の理由、必要性等を個別具体的に検討して、本部町長が荷さばき地としての許可が適当かを判断するものと解される。また、使用許可後に使用の方法が適正でないことが明らかになった場合にあっては、本部町長が使用者に対し是正を求め、必要な措置を講じるべきである。いずれの場合も、沖縄県知事は、本部町長が行った港湾施設の使用許可に対し包括的な指揮監督権や取消・停止権を有しないことから、使用者に当該設備等の撤去を求めたり、本部町長に対し当該設備を撤去するよう指導を行うことはできないと解される。

また、請求人は、本部町長が安和港さん橋工事のためとして使用許可を行った荷さばき地がプレキャストコンクリート製品の製造場所として使用されているとして、適さない使い方であると主張している。このことについても、一義的に、本部町長が荷さばき地としての許可が適当かを判断するものであり、適当でないと判断した場合には、本部町長が使用者に対して是正を求め、また、是正を講じようとする措置が沖縄県知事の権限に係る場合には、本部町は県と連絡調整の上、是正を図るべきものとする。沖縄県知事は、本部町長が行った使用許可に対し包括的な指揮監督権や取消・停止権を有しないことから、使用者に撤去を求めたり、本部町長に対し当該設備を撤去させるよう指導を行うことはできないと解される。

同様に、岸壁の使用許可についても、沖縄県知事は、本部町長が行った使用許可に対し包括的な指揮監督権や取消・停止権を有しないことから、本部町長に対し指導を行うことはできないと解される。

イ 港湾施設使用料の徴収について

条例第31条第1項において、本件港湾の港湾施設（港湾施設用地、旅客施設及び事務所に係る使用料を除く。）の使用料の徴収に関する事務は、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、本部町が処理することとされている。

港湾施設使用料については、沖縄県知事と本部町長が締結した覚書第5条の規定により、本部町長は、当該使用料について調定したとき及び払込みをしたときは、翌月10日までに関係書類を添付して、土木建築部長に報告することとなっており、沖縄県においては、当該報告内容と実際の使用料の払込み額を本部町長が提出した関係書類で確認を行い、県の歳入として受け入れている。

請求人は、本件港湾に係る港湾台帳に不備があり、このことによって、使用料の徴収額に不足が生じていると主張するが、港湾施設使用料は、使用許可面積に応じて算定されるものであり、港湾台帳の不備が使用料の算定に影響を与えるものではない。使用者が使用許可面積を超えて荷さばき地を使用していたような場合には、許可権限を有する本部町長が使用者に対し使用許可の申請内容の変更を求め、変更後の面積で使用許可を行うべきであり、その上で、当該面積に応じた使用料を徴収し、県へ払い込むべきであると解される。

次に、請求人は、本部町長が港湾施設使用料を使用者に前納させていないことについて、本部町長に対し、沖縄県知事が指導してこなかったと主張しているが、港湾施設の使用料の徴収については、本部町が処理する事務となっており、沖縄県知事は、当該事務について包括的な指揮監督権や取消・停止権を有していない。

また、当該使用料の徴収においては、年度中に徴収すべき額を全額県の歳入として受け入れていることから、これまで収入未済は発生しておらず、当該使用料の徴収について、財務会計上の怠る事実は存在しない。

ウ 港湾台帳について

港湾法第49条の2の規定によると、港湾管理者は、その管理する港湾について、港湾台帳を調製しなければならないとされていることから、本部港の港湾管理者である沖縄県においても当該事務を所管する港湾課において、港湾台帳を調製している。港湾台帳の調製は行政上の行為であり、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為には当たらないことから、住民監査請求の対象とはなら

ない。

3 結論

よって、本件請求は、地方自治法第242条第4項の規定により主文のとおり決定する。

4 監査委員の意見

「2理由、(3)監査委員の判断」で述べたとおり、本件港湾の港湾施設（港湾施設用地、旅客施設及び事務所を除く。）の使用許可に関する事務は、本部町が処理することとなっており、沖縄県知事は、当該事務について包括的な指揮監督権や取消・停止権を有しないとされていることから、法的には県が関与することはできない。

しかしながら、港湾管理者は、港湾の機能の確保を図るとともに、港湾活動が円滑に行われるよう港湾施設を良好な状態で維持管理することとされている。また、港湾管理者は港湾施設の管理運営について総括的な説明責任があるものとする。これらを踏まえ、沖縄県知事は、港湾施設の適正な利用確保について、以下のとおり留意されたい。

条例第31条第1項において、港湾施設に関する事務の一部を、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、市町村が処理することとされている。沖縄県が管理権限を委譲した港湾施設においては、沖縄県と市町村の権限が混在していることから、使用形態によって、沖縄県と市町村の許可権限や責任の所在が不明瞭になる恐れがあり、このことが今回の監査請求を惹起した一因となっているとも考えられる。

したがって、沖縄県知事は、管理権限を委譲した港湾においても、使用形態、使用面積、使用料等の詳細な情報を市町村と共有し、必要な場合には協議するなど港湾施設の適正な利用を確保するとともに、港湾管理者としての説明責任を果たすよう努めていただきたい。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--